

研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和7年2月14日
福島国際研究教育機構
理事長 山崎 光悦

福島国際研究教育機構研究費の不正使用等の防止に関する規程（令和5年規程第52号）第3条第2項に基づく福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の研究費不正使用防止対策の基本方針は、以下のとおりとする。

（1）研究費の使用にあたっては効果的、効率的かつ適正な使用が求められており、その不正使用防止を内部統制推進上の重要な課題として位置づける。

（2）研究費の不正使用防止のため別に定める行動規範を役職員等が遵守することを求め、研修の受講及び研究費の不正使用防止に係る同意書の提出を義務付ける。それらを行わない役職員等については、研究費の管理・運営に携わることを認めない。

（3）研究開発企画課を中心とする、研究費使用の適切性に関するモニタリングを適時適切に実施し、研究費の不正使用防止に努める。

（4）ホームページ等を活用し、機構が設置している不正使用等に関する通報・相談窓口を機構の内外に広く周知し、研究費の不正使用のおそれについての情報を集め、迅速に対応する。

（5）上記（1）～（4）の取組を進めるとともに、研究費の不正使用防止のための研修の受講状況やモニタリング、通報・相談窓口に寄せられる情報などを分析する。その結果を役員会等において、取組の有効性を検証し、PDCAサイクルにより研究費の不正使用等防止計画の見直しを随時行う。

附 則

この基本方針は、令和7年2月14日から施行する。